

○航空交通情報圏を指定する告示

(平成十七年七月二十一日)

(国土交通省告示第六百九十二号)

改正 平成一八年 二月一六日国土交通省告示第 二六七号

同 一九年 八月三〇日同 第一一五六号

同 二〇年 六月一八日同 第 七五六号

同 二一年 一月一五日同 第 三八号

同 二一年 二月一二日同 第 一五〇号

同 二一年 三月一二日同 第 二六九号

同 二一年 五月 七日同 第 五〇七号

同 二二年 三月三〇日同 第 二六〇号

同 二三年十一月一七日同 第一一九〇号

令和 二年 二月二七日同 第 一八七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十三項の規定に基づき、航空交通情報圏を指定する告示を次のように定める。

航空交通情報圏を指定する告示

航空交通情報圏を指定する空港等及び航空交通情報圏は、次のとおりとする。

航空交通情報圏 を指定する空港 等	航空交通情報圏	
	名称	空域
稚内空港	稚内航空交通情報圏	稚内空港の標点（N45° 24′ E141° 48′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
利尻空港	利尻航空交通情報圏	利尻空港の標点（N45° 15′ E141° 11′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
紋別空港	紋別航空交通情報圏	紋別空港の標点（N44° 18′ E143° 24′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
中標津空港	中標津航空交通情報圏	中標津空港の標点（N43° 35′ E144° 58′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以

		下のもの
大館能代空港	大館能代航空交通情報圏	大館能代空港の標点（N40° 12′ E140° 22′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
花巻空港	花巻航空交通情報圏	花巻空港の標点（N39° 26′ E141° 08′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
庄内空港	庄内航空交通情報圏	庄内空港の標点（N38° 49′ E139° 47′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
山形空港	山形航空交通情報圏	山形空港の標点（N38° 25′ E140° 22′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
能登空港	能登航空交通情報圏	能登空港の標点（N37° 18′ E136° 58′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度 1,200m以下のもの
福島空港	福島航空交通情報圏	福島空港の標点（N37° 14′ E140° 26′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度 1,200m以下のもの
隠岐空港	隠岐航空交通情報圏	隠岐空港の標点（N36° 11′ E133° 19′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
松本空港	松本航空交通情報圏	松本空港の標点（N36° 10′ E137° 55′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度 1,500m以下のもの
福井空港	福井航空交通情報圏	福井空港の標点（N36° 09′ E136° 13′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
鳥取空港	鳥取航空交通情報圏	鳥取空港の標点（N35° 32′ E134° 10′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下

		のもの
出雲空港	出雲航空交通情報圏	出雲空港の標点（N35° 25′ E132° 53′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
静岡空港	静岡航空交通情報圏	静岡空港の標点（N34° 48′ E138° 11′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域でN34° 46′ 02″ E138° 19′ 46″ の地点から真方位292° の方向へのびる直線の南側にあるものの直上空域で高度900m以下のもの（浜松進入管制区に係るものを除く。）
大島空港	大島航空交通情報圏	大島空港の標点（N34° 47′ E139° 22′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
石見空港	石見航空交通情報圏	石見空港の標点（N34° 41′ E131° 47′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
新島空港	新島航空交通情報圏	新島空港の標点（N34° 22′ E139° 16′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
対馬空港	対馬航空交通情報圏	対馬空港の標点（N34° 17′ E129° 20′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
神津島空港	神津島航空交通情報圏	神津島空港の標点（N34° 11′ E139° 08′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
三宅島空港	三宅島航空交通情報圏	三宅島空港の標点（N34° 04′ E139° 34′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
山口宇部空港	山口宇部航空交通情報圏	山口宇部空港の標点（N33° 56′ E131° 17′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの

壱岐空港	壱岐航空交通情報圏	壱岐空港の標点（N33° 45′ E129° 47′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
南紀白浜空港	南紀白浜航空交通情報圏	南紀白浜空港の標点（N33° 40′ E135° 22′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
佐賀空港	佐賀航空交通情報圏	佐賀空港の標点（N33° 09′ E130° 18′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
八丈島空港	八丈島航空交通情報圏	八丈島空港の標点（N33° 07′ E139° 47′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
福江空港	福江航空交通情報圏	福江空港の標点（N32° 40′ E128° 50′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
種子島空港	種子島航空交通情報圏	種子島空港の標点（N30° 36′ E130° 59′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で900m以下のもの
屋久島空港	屋久島航空交通情報圏	屋久島空港の標点（N30° 23′ E130° 40′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
奄美空港	奄美航空交通情報圏	奄美空港の標点（N28° 26′ E129° 43′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
喜界空港	喜界航空交通情報圏	喜界空港の標点（N28° 19′ E129° 56′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
徳之島空港	徳之島航空交通情報圏	徳之島空港の標点（N27° 50′ E128° 53′ ）を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの

沖永良部空港	沖永良部航空交通情報圏	沖永良部空港の標点（N27° 26′ E128° 42′ ）を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
与論空港	与論航空交通情報圏	与論空港の標点（N27° 03′ E128° 24′ ）を中心とする半径 9 km の円内の区域（那覇VORTAC（N26° 13′ E127° 39′ ）を中心とする半径 108km の円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度 900m 以下のもの
久米島空港	久米島航空交通情報圏	久米島空港の標点（N26° 22′ E126° 43′ ）を中心とする半径 9 km の円内の区域で N26° 27′ 14″ E126° 47′ 54″ の地点と N26° 12′ 14″ E126° 47′ 54″ の地点とを結ぶ直線の西側にあるものの直上空域で高度 900m 以下のもの
北大東空港	北大東航空交通情報圏	北大東空港の標点（N25° 57′ E131° 20′ ）を中心とする半径 9 km の円内の区域のうち北大東空港の標点を中心とする半径 9 km の円と南大東空港の標点（N25° 51′ E131° 16′ ）を中心とする半径 9 km の円の交点を結ぶ直線の北側にあるものの直上空域で高度 900m 以下のもの
南大東空港	南大東航空交通情報圏	南大東空港の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域のうち北大東空港の標点を中心とする半径 9 km の円と南大東空港の標点を中心とする半径 9 km の円の交点を結ぶ直線の南側にあるものの直上空域で高度 900m 以下のもの
多良間空港	多良間航空交通情報圏	多良間空港の標点（N24° 39′ E124° 41′ ）を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
与那国空港	与那国航空交通情報圏	与那国空港の標点（N24° 28′ E122° 59′ ）を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの

附 則 抄

- 1 この告示は、平成十七年十月一日から施行する。
- 2 情報圏の指定に関する告示（平成元年運輸省告示第二百八十二号）は、廃止する。

附 則 （平成一八年二月一六日国土交通省告示第二六七号）

この告示は、平成十八年三月十六日から施行する。

附 則 （平成一九年八月三〇日国土交通省告示第一一五六号）

この告示は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二一年一月一五日国土交通省告示第三八号）

この告示は、平成二十一年二月十二日から施行する。

附 則 （平成二一年二月一二日国土交通省告示第一五〇号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二一年三月一二日国土交通省告示第二六九号）

この告示は、平成二十一年四月九日から施行する。

附 則 （平成二一年五月七日国土交通省告示第五〇七号）

この告示は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三〇日国土交通省告示第二六〇号）

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成二三年十一月一七日国土交通省告示第一一九〇号）

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

附 則 （令和二年二月二七日国土交通省告示第一八七号）

この告示は、令和二年三月二十六日から施行する。